



対象

大工さん



対象

所属事業所



Q1 事業所に雇用される大工さんは応急仮設建設の事業に参加できますか？

A1 参加できます。

以下の点に特に注意してください。

① 直接の労働契約

仮設住宅の元請企業（主幹事工務店）と大工さん本人が、期間の定めのある労働契約を結びます。

② 賃金の支払い（労基法第24条）

賃金は**本人の個人口座**に支払われます。
所属事業所口座への支払いはできません。

③ 賃金の授受禁止

支払われた賃金を所属事業所に渡すことは原則できません。

④ 税金・確定申告

賃金は源泉徴収されます。応急仮設事業終了後に源泉徴収票が発行されます。給与が20万円以上になる場合は原則として**確定申告**が必要です。

Q2 送り出す事業所にはどのような対応・手続きが求められますか？

A2 休職扱いとなるため、以下の点を本人と合意してください。

① 休職扱い

社員の地位を保障したお休みです。休職期間中は元請企業（主幹事工務店）と労働契約を結び就労します。

② 賃金の取り扱い

所属事業所では休職扱いとなるため、この間の賃金は発生しません。（欠勤控除をします）

③ 社会保険料・住民税

休職期間中であっても会社負担分および個人負担分は発生します。住民税も従来通り徴収・納付が必要です。

★休職とは会社が定めることとはできる任意の制度です。これを機会に就業規則の整備をおすすめします。

参考事例：給与計算シュミレーション

休職して労働者供給事業に参加した場合の具体的な計算例



(モデルケース)
全建 太郎 さん
30歳独身 月給制

基本給（月給） 320,000円
月平均所定就労日数 20日
雇用保険料率 6.5/1000 (R7年度)

※健康保険：建設国保、厚生年金加入

※通勤費：24,400円（本計算では除外）



所属会社（休職扱い）

基本給 ÷ 月平均所定労働日数 = 1日単価
320,000円 ÷ 20日 = 16,000円

給与支給額の計算

320,000円 - (16,000円 × 5日) = 240,000円

※休職した5日分の賃金が控除されます

当月の勤務状況

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

黒・労働者供給事業参加
黒・通常出勤 赤・お休み



労働者供給事業（主幹事工務店）

賃金の支払い

休職期間中の賃金は、主幹事工務店から
本人の個人口座へ直接支払われます。

税金の手続き

源泉徴収票が発行されます。
原則、確定申告が必要です。